

## 渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定書

公益財団法人渋沢栄一記念財団、東京都北区、東京商工会議所、埼玉県深谷市、深谷商工会議所及びふかや市商工会（以下「6者」という。）は、渋沢栄一翁の顕彰に関し、包括的な連携及び協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、6者が渋沢栄一翁の顕彰にあたり、それぞれが持つ特徴を活かしながら、多様な分野で包括的な連携と協働による事業を推進することにより、魅力ある地域社会の形成・発展及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携項目）

第2条 6者は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について互いに連携して取り組むものとする。

- (1) 渋沢栄一の精神の普及啓発に関する事
- (2) 渋沢栄一のドラマ等のメディア誘致に関する事
- (3) 渋沢栄一ゆかりの情報収集に関する事
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号のほか、次の各号の項目について、地域社会の活性化及び住民サービスの向上のため連携し協力する。

- (1) 産業の振興に関する事
- (2) 福祉の振興に関する事
- (3) 教育・文化の振興に関する事
- (4) 防災に関する事
- (5) 6者それぞれが行う事業への協力に関する事

### （協議事項）

第3条 6者は、前条に定める連携項目の具体的な内容及び実施方法、その他必要な事項については、その都度協議し定めるものとする。

2 この協定に新たな団体等を追加する場合は、6者の承認を得るものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、6者のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、その後も同様と

する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、6者が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書を6通作成し、6者が署名のうえ、各自その1通を保有する

令和元年8月27日

公益財団法人 渋沢栄一記念財団  
理事長 渋沢 雅英

東京都北区  
北区長 花川 與惣太

東京商工会議所  
会頭 三村 明夫

埼玉県深谷市  
深谷市長 小島 進

深谷商工会議所  
会頭 村岡 正巳

ふかや市商工会  
会長 沼尻 芳治